

小論文問題

以下は、大正 10 年度から昭和 10 年度にかけて尋常小学校 4 年生（現在の小学校 4 年生に相当）向けの国語教科書『尋常小學國語讀本卷八』に収録されていた第 11 課大岡さばきのうち、「子ども争」と題された文章である（下線は出題者。原文は縦書きである。）。この文章に登場する大岡越前守とは、江戸中期の幕臣で江戸町奉行となり、公正な判断を下す名奉行として後世に知られる大岡忠相（おおおかただすけ）を指す。もっとも、「子ども争」がじっさいに大岡忠相自身の裁きであることを示す歴史資料はなく、後世の創作であったとも指摘されている。この文章を読んで以下の 2 つの問いに答えなさい。

子ども争

著作権法により公開していません

問 1

「子ども争」における越前守が実母を判定する方法について、その是非を 1000 字程度で論じなさい。その際、積極的に評価すべき理由と消極的に評価すべき理由を共に挙げた上で検討しなさい。

問 2

「こども争」は、当時広く流布していた大岡さばきに関するエピソード（下記の別紙参考資料参照）から一定の改変が加えられていることが知られており、「子ども争」の文章中の下線部もその一つである。その結果、「子ども争」には、当時の教員からも公正な判断を下す名奉行たる大岡忠相らしからぬ部分があると疑問を呈されるに至ったのだが、この下線部の改変が「子ども争」における大岡裁きに対する疑問をなぜ生ぜしめるのかを 1000 字程度で説明しなさい。なお、説明中において、同様の疑問を生ぜしめるであろう「子ども争」の下線部以外の改変を複数箇所指摘しなさい。

【解答作成上の留意点】

- I 本問は、解答者の思想や信条を問おうとするものではない。また、法知識の有無を問おうとするものでもない。
- II 問 1 と問 2 の解答は、それぞれ独立のものとして採点する。必要な場合には、他の解答欄に記述したことも繰り返して記述しなさい。

(原文は縦書き)

じつぽけいぼ ごせんぎ
實母繼母の御詮議の事

著作権法により公開していません

【出題趣旨】

法学においては、個別の事案での判断内容を様々な角度から検討することが求められる。本設問は、戦前の小学校の国語教科書に収録された大岡さばき「子ども争」を題材として、大正時代の教科書執筆者が想定したであろう「江戸時代の」裁きにも、当時として一定の合理性と限界とがありうることを確認した上で、教科書執筆者による事案の設定変更が裁きの合理性の評価にどのような差異をもたらすと考えられるかを問い、判断を評価する基礎がテキストの細部に及ぶことについての理解の度合いを確かめている。